

質 問 回 答 書

令和6年9月2日

業 務 名	(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備方針策定業務	
質問 番号	質 問	回 答
1	<p>【項目】 評価要領 P3</p> <p>【内容】 [同種又は類似による評価点]の類似業務について「②・・・教育文化施設・・・」には、学校教育法に基づく学校も含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	<p>【項目】 実施要領 P9、 評価要領 P2,3</p> <p>【内容】 実施要領 P9 の最下段にある①は同種業務の対象を示しており、「大規模改造設計又は長寿命化改修設計」とありますが、評価要領 P2 の[同種又は類似による評価点]に同種業務として「①・・・新築・増築・長寿命化改修の設計」とあり、「新築・増築・長寿命化改修の設計」が正しいと考えてよろしいでしょうか。 また、実施要領 P9 の最下段にある②は類似業務の対象を示しており、「大規模修繕設計」とありますが、評価要領 P3 の[同種又は類似による評価点]に類似業務として「②・・・新築・増築」とあります。新築・増築も含まれていると考え、「新築・増築・長寿命化改修の設計」が正しいと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
3	<p>【項目】 様式第8号</p> <p>【内容】 「事業者の過去10年の受賞歴」に《記載要領》として、「①・・・設計者を選定するための設計競技での当選や入選」は対象となり、「⑤プロポーザルの当選」は対象とならないとあります。設計競技は設計内容が評価されているので対象になるのに対し、プロポーザルはあくまでも設計内容での評価にはならないため対象とならないという考え方でよろしいでしょうか。 その場合、基本設計を含むデザインビルドでの選定は、設計内容が評価されるため、設計競技に該当し、対象になると考えてよろしいでしょうか。</p>	「基本設計を含むデザインビルドでの選定」は対象とはなりません。